「高等学校等就学支援金」及び「高校生等臨時支援金」の申請について

　標記について、令和７年７月から就学支援金の申請手続きがオンライン申請となりました。

　つきましては、生徒へオンライン申請（e-Shienシステム）に係る「ログインID通知書」やそのほか資料を配付しているので、確認していただき、下記のマニュアルを参考に申請手続きを行ってください。

　また、臨時支援金については、７月の就学支援金を申請したが所得超過等の理由で不認定となった場合に、授業料を負担する制度となっています。

　今回の７月申請は就学支援金及び臨時支援金の両方を申請していただくことにより、どちらかの制度で授業料が無償化となります。

　どちらもオンライン（e-Shienシステムより）申請となっているので、入力期間内に申請をお願いします。

※１年生で、現在４月～６月就学支援金の結果が出ていない方は、結果が出ない限り７月申請を行うことができません。結果が決まり次第、ご連絡させていただくので、ログインID通知書を紛失しないように保管しておいてください。

入力期限　：　令和７年７月３１日（木）

＜e-Shienシステムログイン＞

⇒[ログイン](https://www.e-shien.mext.go.jp/eshien-s-web/login/login)

＜申請者向け利用マニュアル＞　※大阪府HPより

○７月新規申請用（前回の審査結果が不認定・資格消滅だったもしくは不申請の方）

⇒[manual\_2025\_1.pdf](https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/9208/manual_2025_1.pdf)

○７月継続申請用（前回の審査結果が認定であった方）

⇒[manual\_2025\_2.pdf](https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/9208/manual_2025_2.pdf)

※前回の審査結果とは、２．３年生は昨年７月の支援金申請、１年生は今年４月の支援金申請のことです。

　どちらで申請するのか分からない場合は、事務室までご連絡ください。